

平成26年6月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（8件）

（1）亀山市税条例等の一部改正について

「地方税法の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

《第1条関係》

（ア）地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税法人割の税率を12.3%から9.7%に引き下げます。

なお、法人住民税法人税割の引下げ分については、国税において「地方法人税（仮称）」が創設され、その税収が地方交付税の原資となります。

（イ）軽自動車税の標準税率が見直されたため、本市の軽自動車税の税額もこれに合わせて次ページの表のとおり見直します。なお、地方税法において標準税率が定められていない「小型特殊」の税額については、他の車種の標準税率を参酌し見直すこととします。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車については、改正後の税額の20%の重課を導入することとします。

区分	車種	税額 () 内は改正前の額	初年度登録から 13年を経過し た車体の税額
原付自転車	第1種 (50ccまで)	2,000円(1,000円)	左記と同じ
	第1種 (20cc～50ccミニカー)	3,700円 (2,500円)	
	第2種甲 (50cc～90cc)	2,000円(1,200円)	
	第2種乙 (90cc～125cc)	2,400円(1,600円)	
小型特殊	農耕用 (トラクター、コンバイン等)	2,400円(1,600円)	
	その他 (フォークリフト、ロードローラー)	5,900円(4,700円)	
小型二輪 (250cc超)		6,000円(4,000円)	
軽自動車	二輪 (250ccまで)	3,600円(2,400円)	
	三輪	3,900円 (3,100円)	4,600円
	四輪乗用 (自家用)	10,800円(7,200円)	12,900円
	四輪乗用 (営業用)	6,900円 (5,500円)	8,200円
	四輪貨物 (自家用)	5,000円 (4,000円)	6,000円
	四輪貨物 (営業用)	3,800円 (3,000円)	4,500円
	専ら雪上を走行するもの	削除 (降雪量の多い地域に限り設定することとされたため)	

(ウ) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、平成30年度までとします。

(エ) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置 (通

称：わがまち特例）が、浸水防止用設備、ノンフロン製品等に対して導入されたことに伴い、これら設備等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成27年度以後の年度分から適用します。

(オ)「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第20号、平成25年11月25日施行)が改正されたことに伴い、耐震改修促進のための支援策として、耐震改修が行われた既存家屋のうち大規模な店舗及び旅館等に係る固定資産税の減額措置が創設されたことから、その減額措置を受けるための申請手続き等について新たに規定します。

(カ)優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成29年度までとします。

(キ)移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置が廃止されたことに伴い、関係条項の整備を行います。

(ク)総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除します。

(ケ)地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

《第2条関係》

平成25年9月30日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成25年亀山市条例第27号）について、地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、一部の改正規定については、次のとおりとします。

（ア）…平成26年10月1日

（ク）及び（ケ）の一部…平成27年1月1日

（イ）＜重課の部分を除く。＞…平成27年4月1日

（ケ）の一部…平成28年1月1日

（イ）＜重課の部分に限る。＞及び（ケ）の一部…平成28年4月1日

（ケ）の一部…平成29年1月1日

（ケ）の一部…子ども・子育て支援法の施行の日

（2）亀山市都市計画税条例の一部改正について

「地方税法の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定について整備されたことに伴い、本

条例において関連する条項の整理を行います。

なお、施行日は、公布の日とし、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

(3) 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。白鳥の湯入浴料金については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニングコストや、温泉利用者に対するアンケート、県内の温泉施設の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、浴場の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

また、新たなサービスの提供として、回数券及びパスポート券を発行することから、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 1人1回についての使用料を次のとおり改正します。

12歳未満	50円 → 100円
一般	150円 → 300円
65歳以上	100円 → 200円

(イ) 新たに割引制度として、回数券及びパスポート券を発行します。なお、パスポート券の交付については、市内に住所を有する者に限ります。

	回数券 (11枚つづり)	パスポート券 (3か月間)	パスポート券 (6か月間)
12歳未満	1,000円	2,000円	4,000円
一般	3,000円	6,000円	12,000円
65歳以上	2,000円	4,000円	8,000円

なお、施行日は、平成26年10月1日とします。

(4) 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。事業系一般廃棄物処理手数料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニングコストや近隣自治体の料金を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、手数料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

また、産業廃棄物の処理に要する費用についても見直す必要があることから、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 事業系一般廃棄物処理手数料の額を次のとおり改正します。

搬入量10キログラムにつき	100円 → 160円
---------------	-------------

(イ) 産業廃棄物の処理に要する費用を次のとおり改正します。

搬入量10キログラムにつき	300円 → 370円
---------------	-------------

(ア)(イ)ともに、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入とします。

なお、施行日は、平成27年4月1日とします。

(5) 亀山市斎場条例の一部改正について

特定の市民に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めています。斎場焼却施設使用料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、ランニン

グコストや近隣自治体の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、市内の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、焼却施設を使用する場合の1件あたりの市内の使用料を次のとおり改正します。小動物の焼却については、収骨の有無により単独焼却（1匹）と合同焼却（2匹）に区分して行っており、コスト面における受益者負担の公平性を図ることから、新たに区分を設け、使用料を定めます。

（ア）小動物

3,080円（収骨区分なし）	→	8,640円（収骨あり）
	→	4,320円（収骨なし）

（イ）病院等から排出される身体の一部、胞衣等

10キログラムまで	3,080円 → 4,320円
10キログラムを超える場合 5キログラムまでごと	1,020円 → 2,160円

なお、施行日は、平成26年10月1日とします。

（6）亀山市営住宅条例の一部改正について

現在、老朽化が著しい市営住宅については入居者の退去後に順次用途を廃止していく方針としていることから、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、野村住宅の戸数及び位置の改正を行います。

(イ) 既に用途を廃止した市営住宅の土地について、普通財産として有効利用するため、若草住宅の位置の改正を行います。

なお、施行日は、公布の日とします。

(7) 亀山市火災予防条例の一部改正について

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第368号)が平成25年12月27日に公布され、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合に、消火器の設置を義務付けることとします。

(イ) 多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模かつ火災が発生した場合に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定しなけ

ればならないこととします。

(ウ) 指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならぬこととします。また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出しなければならないこととします。

(エ) 多数の者が集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防長に届け出なければならないこととします。

(オ) 指定催しを主催する者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合に、罰則を科することとします。

なお、施行日は、平成26年8月1日とし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、(イ)及び(ウ)の規定を適用しないこととします。

(8) 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)の制定を踏まえ、「消

防団員等公務災害補償責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 56 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に対して支払われる消防団員退職報償金の額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を次のように引き上げます。

階級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

(単位：千円)

なお、施行日は、公布の日とし、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用します。

2 補正予算関係（1件）

（1）平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

一般会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 その他（８件）

（１）工事請負契約の締結について

溶融施設ボイラー３次過熱器管更新及び１パス水冷壁管補修工事について、平成２６年４月９日付けで仮契約したので、地方自治法第９６条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法 随意契約

契約の金額 ２７８，６４０，０００円

契約の相手方 福岡県北九州市戸畑区大字中原４６番地５９

日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社

代表取締役社長 俵 洋一

（２）工事請負契約の締結について

亀山消防署北東分署建設工事（建築工事）について、平成２６年５月１４日付けで仮契約したので、地方自治法第９６条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法 一般競争入札
契約の金額 2 1 3, 8 4 0, 0 0 0円
契約の相手方 亀山市東御幸町2 3 1 番地
堀田建設株式会社
代表取締役 堀田 誠

(3) 工事請負契約の締結について

消防救急デジタル無線活動波等整備工事について、平成26年5月15日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法 随意契約
契約の金額 2 8 0, 8 0 0, 0 0 0円
契約の相手方 名古屋市名東区猪高台一丁目1 3 1
5 番地
株式会社富士通ゼネラル
中部情報通信ネットワーク営業部
部長 今村 和浩

(4) 財産の取得について

亀山消防署北東分署建設事業に伴う建設用地の取得について、平成26年5月12日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する用地 長明寺町字笠松842番1ほか5筆

面積 公簿 9378.26m²

地目 宅地

取得の方法 随意契約

取得価格 224,836,959円

契約の相手方 亀山市本丸町577番地

亀山市土地開発公社

理事長 広森 繁

(5) 財産の取得について

亀山消防署に配備している高規格救急自動車を更新し、消防力充実・強化を図るため、高規格救急自動車2台の取得について、平成26年5月7日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の方法 指名競争入札

取得価格 31,114,800円

契約の相手方 津市垂水99番地の1

三重トヨタ自動車株式会社

代表取締役 竹林 憲明

(6) 財産の取得について

取得した高規格救急自動車に資機材を積載するため、高規格救急自動車積載資機材の取得について、平成26年5月7日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の方法 指名競争入札

取得価格 29,731,406円

契約の相手方 津市高茶屋小森上野町1336番地の1

中辻医科器械株式会社

代表取締役 三宅 克治

（７）字の区域の変更について

白木一色地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域の変更について、地方自治法第２６０条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該土地改良事業の施行場所の位置図は、別紙のとおりです。

（８）専決処分した事件の承認について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令１３２号）の公布に伴い、平成２６年４月１日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の改正を、平成２６年３月３１日付けで地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。

（ア）５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に納税義務者（世帯主）を含めるととしました。

（イ）２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

おける被保険者の数に乗ずる金額を45万円（現行：35万円）に引き上げることとしました。

4 報告関係（8件）

（1）平成25年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

平成25年度亀山市一般会計継続費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

（2）平成25年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度亀山市一般会計繰越明許費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

（3）平成25年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

平成25年度亀山市一般会計事故繰越しの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

（4）平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

**(5) 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書について**

平成25年度両特別会計の繰越明許費について繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

**(6) 平成25年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書に
ついて**

平成25年度亀山市水道事業会計予算の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

(7) 専決処分の報告について

市内西町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成26年5月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

(8) 放棄した私債権の報告について

亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規

定により、市の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものです。

5 提出予定議案

(1) 人事案件（4件）

（ア）人権擁護委員の候補者の推薦同意について

（イ）人権擁護委員の候補者の推薦同意について

（ウ）人権擁護委員の候補者の推薦同意について

（エ）人権擁護委員の候補者の推薦同意について

平成26年6月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第1号)	20,639,800	111,921	20,751,721

◆主な補正内容

○一般会計(第1号)

歳 入		(千円)
使用料	総合保健福祉センター使用料(白鳥の湯)	7, 891
	斎場使用料(焼却施設)	750
国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7, 452
	地域少子化対策強化交付金	200
	疾病予防対策事業費等補助金	2, 152
県支出金	特定不妊治療費補助金	△500
	特定不妊・不育症治療費補助金	2, 050
	障がい児保育環境改善事業費補助金	600
繰越金	前年度繰越金	14, 426
諸収入	長寿社会づくりソフト事業費交付金	1, 000
	コミュニティ助成事業助成金	4, 600
	弁償金(林業総合センター復旧)	71, 300
歳 出		
総務費	地区コミュニティ支援事業	5, 600
	社会保障・税番号制度システム導入事業	7, 452
民生費	不妊治療費助成事業	△4, 500
	不妊・不育症治療費助成事業	7, 300
	総合保健福祉センター施設管理費	4, 568
	民間保育所補助費	600
	地域少子化対策強化事業	200
衛生費	がん検診推進事業	4, 912
農林水産業費	林業総合センター施設管理費	71, 300
商工費	国民宿舎関ロッジ管理費	14, 500
消防費	北東分署建設事業	△283

施行場所の位置図

縮尺: S=1/25,000

